

静岡発第136号

令和7年7月2日

「いのちのとりで裁判」最高裁判決に関する会長声明

静岡県司法書士会

会長 井上 尚人



1 声明の趣旨

令和7年6月27日、最高裁第三小法廷は、生活保護受給者が行政処分庁に対し、生活保護法における生活扶助基準の減額改定（以下「本件改定」）を理由とした「保護変更決定の取消し」、及び、国家賠償法に基づく「損害賠償請求」、をそれぞれ求めた訴訟において、前者の争点については本件改定に「厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用」があったとして5人の裁判官全員の一致で「保護変更決定の取消し」を認めた一方で、後者の争点については4人の裁判官が国家賠償法にいう「違法があったということはできない」として「損害賠償請求」を棄却した（以下「本判決」）。本判決には、後者の損害賠償請求も認められるべきとする宇賀克也裁判長裁判官の反対意見（以下「本反対意見」）がある。

当会は本反対意見を支持し、本反対意見と矛盾しない範囲で本判決を支持する。また、厚生労働大臣に対し、本件改定により不利益処分を強いられた「全関係者」の早急且つ適正な被害回復を求め、適切な人員構成による公開された議論を経た上での、公正な生活扶助基準の改定過程を法制化することを求める。

2 声明の理由

（1）「保護変更決定の取消し」について

本判決は、昭和25年の生活保護法施行当初から平成25年までの「生活扶助基準の改定過程及び手続」を丁寧に振り返った上で、平成25年に行われた本件改定がそれまでの改定過程及び手続と対比して「専門的知見との整合性を欠くところがあり、（中略）厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があった」がゆえに「厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法3条、8条2項に違反」して違法と判示した。最高裁昭和42年5月24日大法廷判決（いわゆる「朝日訴訟」）以降破られることのなかった厚生労働大臣の「保護基準決定の裁量権」に対して、その範囲の逸脱又は濫用を「初めて」認定したもので、不当な減額処分により生活保護受給者が厳しい生活状況に追い込まれている問題に真摯に向き合った、極めて価値の高い判決である。

（2）「損害賠償請求」について

一方で本判決は、国家賠償法に基づく損害賠償請求については、本件改定が生活保護法3条、8条2項に違反して違法であるとしても、そのことから直ちに本件改定につき「国

家賠償法1条1項にいう違法があった」との評価を受けるものではなく、厚生労働大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件改定をしたと認め得るような事情がある場合に限りようやく「同項にいう違法」の評価を受けるものと解するのが相当であるところ、本件改定にはそうした事情は見当たらないとして、宇賀克也裁判官を除く4人の裁判官の多数意見でこれを棄却した。

しかしながら、日米行政法に通じた宇賀克也裁判官が9ページもの分量を割いた説得力のある本反対意見で述べられているように、本件改定では「専門機関の意見を聴取していないのみならず、厚生労働省内部でも、統計や専門的知見と整合する検討が行われた形跡」がなく、さらに「昭和58年意見具申を受けて約30年間にわたり一貫して用いられてきた水準均衡方式に代えて、前例のない物価指数単独の指標を用いるのであれば、常設の基準部会の意見を聴取すべきであり、それが困難であったとみるべき事情は見当たらず、それでいて「基準部会の意見を聴取しないのであれば、厚生労働省内で、専門技術的検討が十分に行われるべきであったのに、それが行われた形跡は見当たらない」など、本反対意見を虚心坦懐に読めば、本件改定では「厚生労働大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件改定をしたと認め得るような事情」が「存在した」と認定されるべきだったものと当会は考える。本件改定以降、長年にわたり「最低限度の生活の需要を満たす」ことができない状態を強いられた生活保護受給者を思えば、保護変更決定の取消しにより「財産的損害が賠償されるから精神的損害は慰謝する必要がないとはいえない」（つまり損害賠償請求を認容すべき）とする宇賀克也裁判官の反対意見は極めて説得力に富むものである。

多数意見がこの請求を認めなかった点において本判決は少しく残念であったといわざるをえないが、それでも、これまであまりにも広汎に認められてきた厚生労働大臣の「保護基準決定の裁量権」に対し、ついに司法から「その範囲の逸脱又は濫用」を認定した本判決の意義は損なわれるものではない。

本判決に至るまで全国では幾度も請求棄却判決を、中にはいわゆる「コピペ判決」をも受けつつ粘り強くこの訴訟に携わってこられた原告の方々、弁護士及び関連諸団体に対し心より敬意を表明すると同時に、本判決前に亡くなられた原告の方々及びご遺族各位にあらためて衷心よりお悔やみを申し上げる次第である。

（3）今後について

生活保護制度は、わが国に居住する人々にとって「最後のセーフティーネット」である。支給される生活保護費が健康で文化的な最低限度の生活水準を下回るようでは、それを保障するとして憲法の規定に反することになり、現実にも生命の危険すら案じなければならないケースも少なくない。本件改定が違法であると最高裁が認定した今日、急激な物価上昇の中でこれを早急に是正しないのは、生活困窮者にさらなる困難を強いることと同義であるため、その是正は速やかに行われなければならない。

また本件改定により違法に減額された生活扶助基準は、生活保護受給者のみならず最低賃金や教育・福祉など47分野にも及ぶ多様な制度の適用基準にも関連するため、生活保護受給者に限らず広く国民の生活に多大な影響が及んでいる。このことからしても、生活

扶助基準の改定は、今後は物価に関し知見を持った専門家の意見を十分に考慮した上で、適正かつ慎重に、そして議論が全て公開された上で決定されるべきものである。

以上の理由から、当会は本反対意見を支持し、厚生労働大臣に対し本件改定により不利益処分を強いられた「全関係者」の早急且つ適正な被害回復を、また、適切な人員構成による公開された議論を経た上での、公正な生活扶助基準の改定過程を法制化することをそれぞれ求めるものである。

同時に当会は、平成25年以降の本件改定により不利益処分を強いられた心当たりのある方々に対し、その被害回復のために、当会司法書士総合相談センターしずおかなどの相談窓口で早急に相談されるよう、広く呼びかけるものである。

以上